

## 4. 介護職員の養成研修等について

### (1) 介護員養成研修の見直し

介護員養成研修課程（以下「ホームヘルパー研修」という。）については、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書（平成 23 年 1 月 20 日）」での提言を踏まえ、キャリアパスを簡素でわかりやすいものとするため、現行のホームヘルパー研修を簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修」を創設した。各都道府県においては、平成 25 年 4 月からの施行に向けて介護職員初任者研修に係る要綱作成や研修実施事業者の指定等の事務について進めていただいているが、4 月からの速やかな実施に向けて遺漏なきようご留意願いたい。（別紙資料 4-1）

### (2) 介護職員初任者研修施行にあたっての留意点

介護職員初任者研修の施行にあたり、従前のホームヘルパー研修は平成 25 年 3 月に廃止されることとなるが、当該施行前に従前のホームヘルパー研修を修了している者については、介護職員初任者研修修了者とみなし、また、施行の際、従前のホームヘルパー研修を受講中の者で、施行後に当該研修を修了した者についても、介護職員初任者研修修了者とみなし、訪問介護の業務に従事することが可能であるので、管内市町村、介護サービス事業所、介護員養成研修事業者や地域住民などに対して広く周知願いたい。

また、訪問介護員の具体的範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）において示しているが、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）により、実務経験 3 年以上を有する者に係る介護福祉士国家試験の受験資格として、新たに 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得す

ること（実務者研修の修了）が必要となった。この研修は、平成 24 年度から実施されており、当該研修で履修する科目が介護職員初任者研修において履修する科目を包含していることから、当該課長通知を改正し、実務者研修修了者を訪問介護員の具体的範囲に含めることとしたので、ご了解いただきたい。（別紙資料 4 - 2）

### （3）研修受講時等における本人確認の実施について

介護員養成研修の研修受講者に係る本人確認については、平成 24 年 7 月 31 日付け事務連絡「訪問介護員養成研修等の受講時等における本人確認について（依頼）」において、各都道府県に協力をお願いしている。（別紙資料 4 - 3）

この趣旨については当該事務連絡でも記載しているとおり、研修受講者が本人であるかどうかを公的な証明書により確認するものである。このため、現住所と公的な証明書の住所が異なっている場合であっても、本人であるかどうかの確認ができれば差し支えないこと、また、本人確認の実施にあたっては、研修受講者等の様々な事情にも配慮し、過度の負担をかけないようにすること、家庭内暴力の被害者等の方々にも配慮すること等について、ご留意願いたい。

なお、研修受講者の本人確認については、介護員養成研修以外にも、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員の登録の際にも同様に実施いただくようご協力願いたい。

### （4）介護人材の確保等について

緊急雇用創出事業を活用した介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業については、「重点分野雇用創出事業の拡充等について」（平成 24 年 11 月 30 日職地発 1130 第 1 号）でお知らせしているとおり、重点分野雇用創出事業の実施期間が平成 25 年度末まで延長されているので、地域の実情に応じて積極的に活用し、介護人材の確保・

定着に努められたい。

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）を用いて、福祉・介護人材確保緊急支援事業を実施しており、福祉・介護人材の参入促進や潜在的有資格者等の再就業促進の取組等を都道府県等が実施する際に活用できる。これについても、積極的に活用いただきたい。

なお、上記以外にも、介護人材の確保等のために様々な取組を行っているので、管内の市町村や介護サービス事業所に対して広く周知願いたい。

（別紙資料４－４）

# 介護人材のキャリアパスの形成

「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会報告書」(平成23年1月)

報告書における提言として、

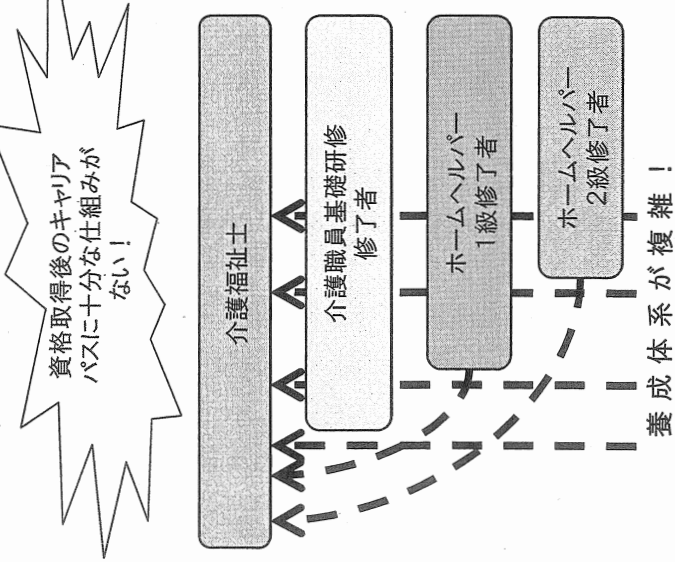
今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持つようにする必要がある



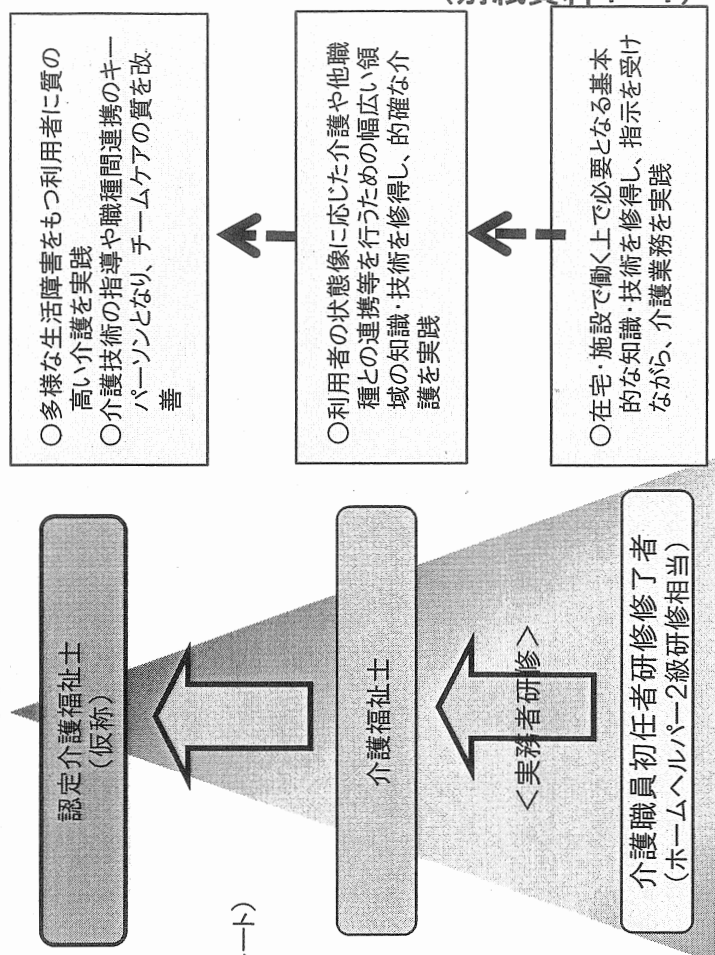
現在のヘルパー2級相当の研修を「初任者研修(仮称)」と位置付けるなど、ヘルパー研修の体系を見直す

## 今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】



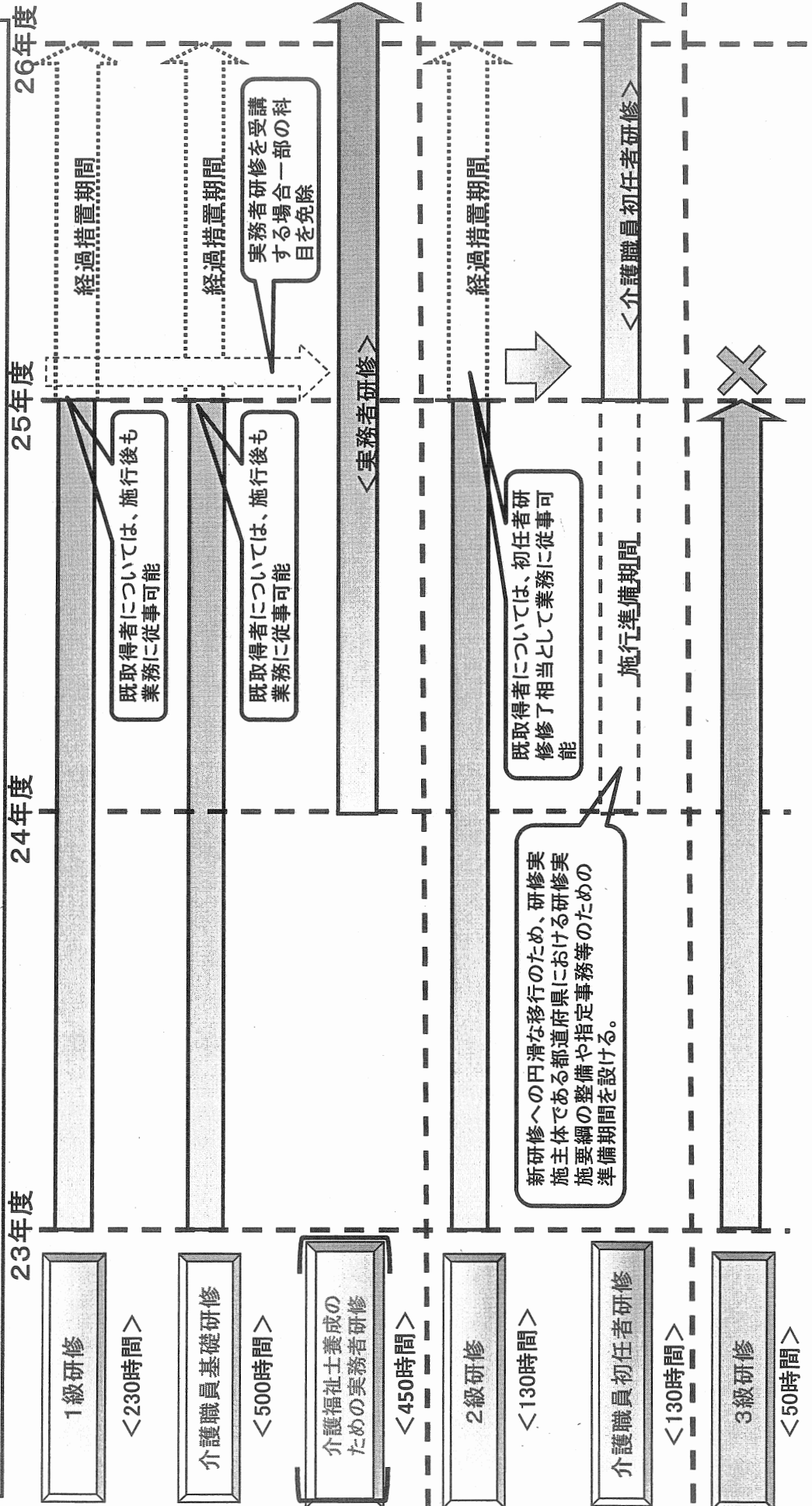
見直し



(別添資料4-1)

# 介護職員養成研修移行スケジュール

- 1級研修及び介護職員基礎研修は24年度末をもって実務者研修へ一本化。(ただし、平成25年度未修了者への対応のため経過措置を設定)
- 2級研修は、24年度末を以て介護職員初任者研修へ移行(ただし、平成25年度未修了者への対応のための経過措置を設定)
- 3級研修は、24年度末を以て廃止(介護報酬上の評価は、平成21年度末を以て既に廃止済み)



老振発0214第2号  
平成25年2月14日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の  
一部改正について

今般、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定により、介護福祉士試験の受験要件として6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することが位置付けられ、平成24年度からこのための研修（以下「実務者研修」という。）が実施されていることに伴い、別添新旧対照表のとおり「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号）を一部改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

○「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）  
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1～5 (略)</p> <p>6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条関係）、経過措置規定（附則第2条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>実務者研修を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。</u></p> <p>(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(6) 前記(2)から(5)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条関係）、経過措置規定（附則第2条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(5) 前記(2)から(4)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p>

(7) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面的間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

(8) 実務者研修を修了している者について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面的間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書をもちて代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

7～15 (略)

(6) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面的間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

7～15 (略)



各都道府県介護保険主管課(室) 御中

厚生労働省老健局振興課

訪問介護員養成研修等の受講時等における本人確認について(依頼)

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、神奈川県から訪問介護員養成研修の受講時における本人確認について提案があったことから、下記を参考にしつつ地域の実情に応じた対応について、都道府県の協力をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、全国統一的な基準を示す趣旨ではありませんが、各都道府県が本人確認方法等を決定する際の参考としてお示しするものです。

記

1. 本人確認について

以下の研修等を対象とします。

- ・ 介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級・二級・三級課程
- ・ 介護職員初任者研修課程(平成25年4月1日以降)
- ・ 福祉用具専門相談員指定講習課程
- ・ 介護支援専門員

※確認の時期については、介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級・二級・三級課程、介護職員初任者研修課程及び福祉用具専門相談員指定講習課程については受講申込受付時または初回の講義時に行い、介護支援専門員については登録申請受付時に行うことが考えられます。

2. 本人確認の方法について

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示

- ・年金手帳の提示
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示
- ・その他、都道府県が適当と認める方法

※都道府県の判断により、上記証明書の提示を受けた際に、その控えをとることも考えられます。

### 3. 本人確認の際の留意点

- (1) 当該事務連絡は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではありません。
- (2) 本人確認方法については、研修等の種類によって異なる取扱いとしても差し支えないため、都道府県において適切に判断をお願いします。
- (3) 本人確認を行う際には、研修受講者等に過度の負担をかけないように留意するとともに、家庭内暴力の被害者等の方々にも配慮をお願いします。
- (4) 本人確認の実施は、準備が整った都道府県から順次実施していただき、平成25年4月1日までには実施できるようお願いします。

# 介護人材確保等のための主な対策

## 1 多様な人材の参入促進対策

- 福祉・介護人材の参入促進（別添1）  
⇒相談員による中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談等の活動経費や職場体験やセミナー開催等。
- 潜在的有資格者等の再就業促進（別添1）  
⇒子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術や技術を再確認するための研修や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験等。
- 福祉・介護人材マッチング機能強化（別添1）  
⇒都道府県福祉人材センターに配置した専門員が、求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、以て円滑な人材参入・定着を支援。
- 介護福祉士等修学資金貸付事業（別添2）  
⇒介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し、修学資金の貸付けを行う。平成24年度からは、貸付対象者に実務者研修の受講者を追加。生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士等養成施設に就学する場合、在学中の生活費の一部に相当する額を上乗せ。
- 介護福祉士養成のための離職者訓練（別添3）  
⇒介護福祉士の資格取得を目的とした職業訓練を、民間教育訓練機関等への委託により実施。

## 2 人材育成による介護職員の資質の向上と定着促進

- キャリアパスの形成（介護職員初任者研修の創設、認定介護福祉士の仕組みの検討）
- キャリア形成促進助成金（別添4）  
⇒事業主が雇用する労働者に対し、年間職業能力開発計画に基づき職業訓練の実施などを行った場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成。
- 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保（別添1）  
⇒介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を確保し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援。

## 3 処遇の改善と魅力ある職場づくり

- 介護報酬における介護職員処遇改善加算の創設
- 中小企業労働環境向上助成金（別添5）  
⇒介護従事者の雇用管理改善につなげるため、介護福祉機器の導入等を行った場合に、助成金を支給。

(別紙資料4-4)

(別添1)

## 福祉・介護人材確保緊急支援事業

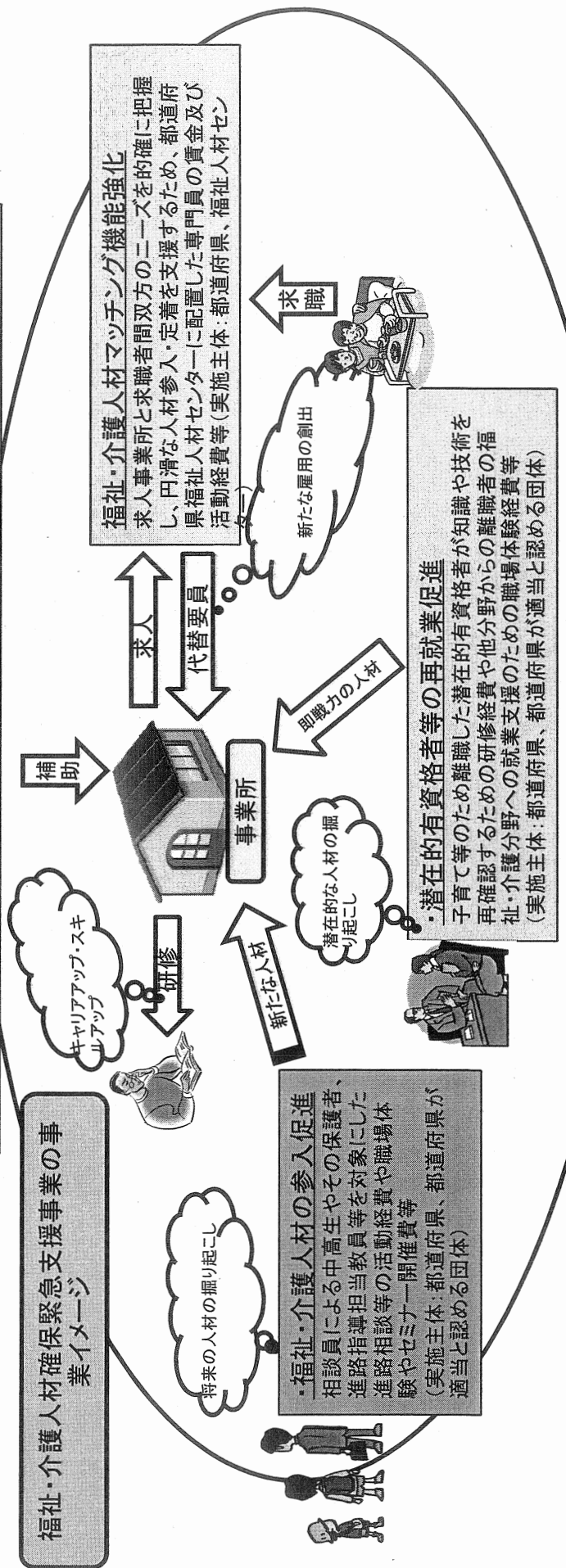
平成24年度(予備費) 20億円

- 福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
- よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

### ・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体: 都道府県、都道府県が適当と認める団体)

### 福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



## 効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

# 介護福祉士等修学資金貸付制度について

	都道府県実施分 (直接補助)	団体実施分 (間接補助)		平成24年度 (予備費)
		平成20年度 (第二次補正)	平成23年度 (第三次補正)	
予算額	セーフティネット補助金の内数 320億円	16.6億円	81.4億円	
貸付対象養成施設	○ 介護福祉士養成施設(1年課程、2年以上課程、実務者研修(※平成24年度から)) ○ 社会福祉士養成施設(一般養成施設、短期養成施設)			
貸付対象者	優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に必要性が認められる者(具体的に貸付基準は都道府県が設定)	東日本大震災により被災した者を追加		
貸付限度額	① 月額 5万円 ② 入学準備金 20万円(初回に限る) ③ 就職準備金 20万円(最終回に限る) ※ 実務者研修の場合は一人あたり総額20万円			左記①～③に加えて ④ 生活費加算(※) 生活扶助居宅1類相当額 (参考)東京23区月額4.2万円
補助率	1/2	10/10	3/4	3/4
実施主体	都道府県	都道府県が適当と認める団体(都道府県社会福祉協議会等)		

※ 生活費加算の貸付対象は、生活保護世帯などの子どもが高校卒業後などに介護福祉士・社会福祉士養成施設に進学する場合。

次のいずれにも該当する場合には、返還免除となる。

- ① 養成施設等の卒業の日から1年(社会福祉士国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、
- ② 原則として、貸付を受けた都道府県の区域内において
- ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、
- ④ 以後5年間当該業務に従事すること

## 公共職業訓練(離職者訓練)の推進

### 1. 離職者訓練の推進(約16.4万人)

厳しい雇用失業情勢が続く中、訓練受講者数の実績等も踏まえ、必要な計画数を設定。  
大学、専修学校等の教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進

平成25年度訓練計画数: 約16.4万人 (施設内訓練: 約4.3万人、委託訓練: 約12.1万人)

### 2. 長期の訓練コースの開発・設定

※委託訓練計画数の内数

非正規雇用として働く若者の増加や若者の技能離れが進む中、正規雇用を希望する若者に対する実践的な職業能力開発を強力に進めること等が重要であることから、ある程度高い仕上がり像を念頭に置いた人材育成を行うため、これまでよりも長期の訓練コース(6か月～1年)を設定。

【平成25年度の取組み】

- ① 地域の大学、専門学校等の教育訓練機関の既存の教育プログラムを活用した訓練コースの設定の促進  
(都道府県実施分として900人を想定)
- ② 関係機関と連携した実践的職業訓練プログラムの開発及び検証実施

### 3. 安定雇用に向けた資格取得のための訓練の実施

※委託訓練計画数の内数

離職を余儀なくされた非正規労働者等に対応するため、介護福祉士及び保育士の資格取得を目的とした職業訓練を、民間教育訓練機関等への委託により実施

平成25年度訓練計画数: 3,400人 (介護福祉士2,900人、保育士500人)

# キャリア形成促進助成金の見直し(平成25年度)(案)

## 趣旨・目的

若年労働者のキャリア支援、成長分野での人材育成といった政策課題に的確に対応するため、これらの政策課題に対応した訓練への助成に重点化する等の見直しを図る。

## 1 助成対象

平成24年度

一般職業訓練 (正規雇用の労働者)  
(助成率: 中小1/3)

自発的職業能力開発  
(助成率: 中小1/2等)

※ 助成対象訓練時間 10時間以上

平成25年度

《政策課題対応型》 (中小企業のみ助成)

- ① 若年人材育成コース (採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練)
- ② 成長分野等人材育成コース (健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練)
- ③ グローバル人材育成コース (海外関連業務に対する人材育成のための訓練)
- ④ 熟練技能育成・承継コース (熟練技能者の指導力強化又は技能承継のための訓練)
- ⑤ 認定実習併用職業訓練コース (厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)
- ⑥ 自発的職業能力開発コース (労働者の自発的な能力開発に係る支援)

《一般型(政策課題対応型以外)》 (中小企業のみ助成)

※ 助成対象訓練時間 20時間以上

短時間等職業訓練 (非正規雇用の労働者)  
(助成率: 中小1/2、大1/3)

中小企業雇用創出等能力開発助成金  
(助成率: 中小1/2)

『有期・短時間・派遣労働者等キャリアアップ助成金(仮称)』(職業安定局)へ移行

『廃止』(ただし、政策課題対応型または一般型で対応)

## 2 助成内容(助成額及び助成率)

	賃金助成	経費助成
政策課題対応型	800円/h	助成率1/2
一般型	400円/h	助成率1/3

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は5~20万円。
- このほか、認定実習併用職業訓練にOJT実施助成(600円/h)がある。
- ※ 自発的職業能力開発の制度導入奨励金(15万円)等は廃止。

## 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成）について

### 趣旨

成長分野等の中小企業事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。

雇用管理制度の導入等への助成を行うことにより、労働者の労働環境を向上させ、もって中小企業の魅力的な雇用創出を図る。(平成25年度新規)



### 事業の概要

成長分野等の中小企業が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に、助成金を支給する。

- ① 評価・処遇制度  
評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し、実施した場合、40万円を助成
- ② 研修体系制度  
教育訓練制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ③ 健康づくり制度(介護事業所のみ)  
法定外の健康診断、メンタルヘルス相談等の制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ④ 介護福祉機器(介護事業所のみ)  
介護福祉機器等を導入した場合、導入費用の1/2を助成(上限300万円)